

答 申

1 審査会の結論

諮問第121号案件「区立小学校の出席簿等に関する文書」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和3年2月9日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区教育委員会に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「区立小学校の出席簿等に関する文書」の個人情報等開示請求（受付第88号、第89号、第91号及び第92号。以下「本件各請求」という。）に対し、世田谷区教育委員会が令和3年1月26日付けで行った非開示決定処分（第88号、第89号、第91号及び第92号。以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 記録だけでなく、〇〇の出席簿も一緒に開示を求めたが、記載から漏れている。〇〇がある以上、〇〇を正式な書面で開示していただきたい。
- ② 保存期間1年の文書以外にも、公文書として必ず残すものもあると聞いている。すべて残っていないというのは不自然なので、何かあるものは一つでも開示して欲しい。
- ③ 〇〇に対して、〇〇と学校長が〇〇に報告した事件があり、学校側の対応に納得できない。学校長という立場で〇〇などとなぜ無責任に話したのか。なぜ、〇〇が、学校側は〇〇として話が大きくなったのか、どの段階でそのような話になったのか等の請求人にとって疑問のある事項について実施機関に調査して欲しい。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件各請求に係る個人情報等につき、該当する文書が不存在であるとして本件各処分を行った。

実施機関が、本件各処分について、弁明書、意見書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第21条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければ

ならない。」と規定している。

また、条例第24条第2項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報等を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

(2) これを本件各処分についてみると、本件各請求に係る個人情報は、すべて実施機関において保有しておらず、その理由は以下のとおりである。

(3) 本件請求（受付第88号）に係る個人情報のうち、「〇〇の出席簿のうち、〇〇に係る部分」について

- ① 〇〇
- ② 〇〇
- ③ 〇〇

上記②のとおり、〇〇ために当該児童の学籍は〇〇に存続しているが、〇〇から、当該児童が〇〇へ登校した実態はなかった。

また、世田谷区教育委員会としては、〇〇ではあるが、「東京都公立中学校生徒指導要録の様式及び取扱い（平成22年12月）」における「Ⅳ 指導要録各欄の記入上の注意事項 様式1 学籍に関する記録 1 学籍の記録（7）転学・退学等」に則り、1年間は〇〇に籍を残し、登校してきた場合には〇〇に記載することとした。しかし、〇〇年度、一度も登校した事実がないことから、当該児童は〇〇年度末をもって除籍となった。そのため、出席簿は存在しない。

(4) 本件請求（受付第88号）に係る個人情報のうち、「〇〇の〇〇スクールカウンセラーが作成したスクールカウンセラー活動日誌（〇〇年度）一式のうち、〇〇に係る部分」及び「〇〇の〇〇スクールカウンセラーが作成したスクールカウンセラー活動日誌（〇〇年度）一式のうち、〇〇に係る部分」並びに本件請求（受付第89号）に係る個人情報について

世田谷区立学校文書管理規程（平成13年9月世教委訓令甲第9号。令和3年3月世教委訓令甲第2号による全部改正前のもの。）第16条第2項は、「校長は、文書等の保存期間を定めるに当たっては、別に定める文書保存期間設定に関する基準を参考に・・・最適な保存期間を定めなければならない。」と規定しており、当該基準には、実施機関が各年度において定める「世田谷区立学校共通事務文書リスト」（以下「リスト」という。）が該当する。そこで、〇〇校長は、当該学校における〇〇年度及び〇〇年度の文書保存期間を検討した結果、各年度のリストと同一の内容にすることを決定した。

これにより、当該文書は生活指導一般文書に該当し、保存期間を1年間と定めている。したがって、当該文書は、本件各請求日時点において保存期間を経過しており、実施機関において既に廃棄しているため、存在しない。

(5) 本件請求（受付第91号及び第92号）に係る個人情報について

〇〇において、〇〇が話をする場を設けたことは事実であるが、記録は作成してい

ない。

よって、条例第24条第2項の規定に基づき、本件各請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由に実施機関が本件各処分を行ったことは妥当である。

- (6) 以上のことから、本件各処分は、条例に基づき適正に行われており、本件各処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

当審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。なお、本件審査請求は、本件各処分を併合して行われているため、本件各処分を個別に判断する。

(1) 本件処分（第88号）について

① 本件審査請求対象文書について

本件請求（受付第88号）対象文書は、ア「〇〇の出席簿のうち、〇〇に係る部分」、イ「〇〇の〇〇スクールカウンセラーが作成したスクールカウンセラー活動日誌（〇〇年度）一式のうち、〇〇に係る部分」及びウ「〇〇の〇〇スクールカウンセラーが作成したスクールカウンセラー活動日誌（〇〇年度）一式のうち、〇〇に係る部分」の3点である。

本件処分（第88号）において、実施機関は、本件請求（受付第88号）対象文書ア～ウのすべてを非開示としている。これに対して、請求人は、本件請求（受付第88号）対象文書ア～ウのすべての開示を求めている。このことから、本件処分（第88号）に係る本件審査請求対象文書は、本件請求（受付第88号）対象文書ア～ウの3点と認められる。

次に、実施機関は、本件処分（第88号）において当該文書を非開示とした理由につき、対象の個人情報等が存在しない旨を主張している。よって、当審査会は、当該文書の存否について、次のとおり判断する。

② 本件審査請求対象文書の存否について

まず、実施機関は、本件請求（受付第88号）対象文書アの文書不存在の理由について、〇〇ため、〇〇に学籍を置いたが、〇〇以降には登校の実態がなく、出席簿に名前が記載されることがなかったことから、当該文書を作成していない旨を主張している。

次に、実施機関は、本件請求（受付第88号）対象文書イ及びウの文書不存在の理由について、世田谷区立学校文書管理規程等に基づき、当該文書は保存期間1年の公文書であり、当該期間経過後に廃棄した旨を主張している。

当審査会は、請求人の主張を受け、実施機関に対して本件処分（第88号）に係る本件審査請求対象文書の開示請求日時点から現在に至るまでの間の存否について改めて聴取したところ、実施機関から当該文書を保有していないとの主張があった。

よって、実施機関が文書不存在を理由に当該文書を非開示としたことは、妥当

である。

なお、本件処分（第88号）の理由付記について付言する（後述の本件処分（第89号）についても同じ。）。

条例第26条第1項は、「実施機関は、第24条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報等の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と定めている。この理由付記の趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、不服申立てにおいて請求人に便宜を与えることにある。

ところで、本件処分（第88号）において、本件請求（受付第88号）対象文書イ及びウを非開示とした付記理由は、「当該文書は、保存期間1年を経過したものであり、実施機関において既に廃棄しており、存在しないため。」である。これにつき、上記理由付記の趣旨に鑑みれば、今後の運用においては、保存期間の根拠となる法令等及び廃棄年度又はその日付が記載されていることが望ましい。

（2）本件処分（第89号）について

① 本件審査請求対象文書について

本件請求（受付第89号）対象文書は、ア「〇〇の〇〇スクールカウンセラーが作成したスクールカウンセラー活動日誌（〇〇年度）一式のうち、〇〇に係る部分」及びイ「〇〇の〇〇スクールカウンセラーが作成したスクールカウンセラー活動日誌（〇〇年度）一式のうち、〇〇に係る部分」の2点である。

本件処分（第89号）において、実施機関は、本件請求（受付第89号）対象文書ア及びイのすべてを非開示としている。これに対して、請求人は、本件請求（受付第89号）対象文書ア及びイのすべての開示を求めている。このことから、本件処分（第89号）に係る本件審査請求対象文書は、本件請求（受付第89号）対象文書ア及びイの2点と認められる。

次に、実施機関は、本件処分（第89号）において当該文書を非開示とした理由につき、対象の個人情報等が不存在である旨を主張している。よって、当審査会は、当該文書の存否について、次のとおり判断する。

② 本件審査請求対象文書の存否について

本件処分（第89号）に係る本件審査請求対象文書に関する実施機関の主張は、上記4（1）②の本件請求（受付第88号）対象文書イ及びウに関する主張と同一であり、当審査会が判断する文書不存在による本件処分（第89号）の妥当性については、上記4（1）②で述べたとおりである。

（3）本件処分（第91号）について

① 本件審査請求対象文書について

本件請求（受付第91号）対象文書は、「〇〇が〇〇で〇〇のいずれかと面談した記録」の1点である。

本件処分（第91号）において、実施機関は、本件請求（受付第91号）対象文書を非開示としている。これに対して、請求人は、本件請求（受付第91号）対象文書の開示を求めている。このことから、本件処分（第91号）に係る本件審査請

求対象文書は、本件請求（受付第91号）対象文書と認められる。

次に、実施機関は、本件処分（第91号）において当該文書を非開示とした理由につき、対象の個人情報等が存在しない旨を主張している。よって、当審査会は、当該文書の存否について、次のとおり判断する。

② 本件審査請求対象文書の存否について

まず、当審査会が、上記4（1）②と同様に、実施機関に対して本件処分（第91号）に係る本件審査請求対象文書の開示請求日時点から現在に至るまでの間の存否について改めて聴取したところ、実施機関から当該文書を保有していないとの主張があった。

次に、実施機関は、文書不存在の理由として、確かに、〇〇で〇〇と〇〇等と話をする場を設けたことは事実であるが、面談のように日にちや場所を設定して話をしたものではなく、〇〇が来校した際に近況を聴くなど、日常的な内容について言葉を交わした場面でのことであったことから、本件請求（受付第91号及び第92号）対象文書を作成していないとの主張があった。

さらに、当審査会は実施機関に対して、職員個人のメモ等を含めて作成していないか調査を促し、実施機関において再度、当該文書の存否を含めて調査を行ったところ、原処分時の状況と相違することなく、職員個人のメモ等を含めて作成していない旨の回答があった。このことから、本件対象文書を不存在とした実施機関の主張には理由があるものと判断する。

よって、実施機関が文書不存在を理由に当該文書を非開示としたことは、妥当である。

（4）本件処分（第92号）について

① 本件審査請求対象文書について

本件請求（受付第92号）対象文書は、「〇〇が〇〇と面談した記録」の1点である。

本件処分（第92号）において、実施機関は、本件請求（受付第92号）対象文書を非開示としている。これに対して、請求人は、本件請求（受付第92号）対象文書の開示を求めている。このことから、本件処分（第92号）に係る本件審査請求対象文書は、本件請求（受付第92号）対象文書と認められる。

次に、実施機関は、本件処分（第92号）において当該文書を非開示とした理由につき、対象の個人情報等が存在しない旨を主張している。よって、当審査会は、当該文書の存否について、次のとおり判断する。

② 本件審査請求対象文書の存否について

本件処分（第92号）に係る本件審査請求対象文書に関する実施機関の主張は、上記4（3）②の本件請求（受付第91号）対象文書に関する主張と同一であり、当審査会が判断する文書不存在による本件処分（第92号）の妥当性については、上記4（3）②で述べたとおりである。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和3年7月27日	(諮問第121号) ・審査庁(世田谷区教育委員会)から諮問を受けた。
令和3年8月16日	(令和3年度第5回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。
令和3年9月27日	(令和3年度第6回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和3年11月22日	(令和3年度第7回審査会) ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年1月18日	(令和3年度第8回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年2月10日	(答申第121号) ・審査庁(世田谷区教育委員会)に答申した。